相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鳥羽市答志町二八六番地、最後の住所三重県鳥羽市松尾町二一番地一三

被相続人　亡　橋本　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県松阪市鎌田町二一七番地一〇　ＳＩビルⅠ鎌田三階　おぐろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小黒　智広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区大原野上里男鹿町一三番地八、最後の住所京都市西京区大原野上里男鹿町一三番地の八

被相続人　亡　上田　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

京都市中京区竹屋町通烏丸西入ル　ジュンアートビル二階　アクシス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　靖雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区塩小路通堀川東入御方紺屋町五四一番地、最後の住所大阪府四條畷市北出町二八番一号特養四條畷荘

被相続人　亡　松本須津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

大阪市北区西天満六―七―四大阪弁護士ビル八階八一〇号室

相続財産管理人　弁護士　飛岡恵美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区阿波橋町四三一番地、最後の住所神戸市東灘区本山中町四丁目四番一八号

被相続人　亡　濵田　**廣**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号甲南スカイビル三階三〇一号室　宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区朝谷町二三番地一五、最後の住所神戸市西区北別府三丁目二〇番地の六リトルハイツ二〇一号

被相続人　亡　平野　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川　精一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市浦七四〇番地、最後の住所兵庫県淡路市浦一七番地

被相続人　亡　杉本　晴海

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号甲南スカイビル三階三〇一号室　宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区大手町五丁目八番、最後の住所広島市中区大手町五丁目八番二〇―五〇二号

被相続人　亡　瀧本　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

事務所広島市中区八丁堀三番一二号砂原ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　水谷　耕平

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月二十六日

一、墳墓等所在地　福岡県福岡市早良区祖原二六―四

一、墳墓等の名称　顕乗寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県福岡市早良区祖原二六―四　宗教法人顕乗寺　住職　松井　明憲

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、平成二十八年十二月二十二日開催の取締役会において、会社法第一九七条第一項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却の実施を決定いたしました。

つきましては、後記の株主さまご所有株式を売却する事に対しご異議のある株主さまおよびその他利害関係人は、平成二十九年三月三十一日（金曜日）までに、当社に対しその旨をお申し出くださいますよう、会社法第一九八条の規定により公告いたします。

（注）所在不明株主とは、株主名簿に記載または記録された住所に宛てて発した通知または催告が五年以上継続して到達せず、かつ、継続して五年間剰余金の配当を受領していない株主さまをいいます。

平成二十八年十二月二十六日

東京都板橋区板橋一丁目四二番一八号

板橋運送株式会社

代表取締役社長　大林　良庸

記

株主名簿上株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

田中　角松　東京都練馬区富士見台二―四〇―一　普通株式　一千株　い一七七

〃　〃　四五五

〃　〃　四五六

〃　五百株　ろ一

〃　〃　二五

〃　百株　は三三

〃　〃　三四

〃　〃　三五

〃　〃　一六八

〃　〃　一六九

〃　五十株　に四

〃　〃　二三

〃　十株　ほ一〇六

〃　〃　一〇七

横山　義重　東京都豊島区雑司が谷三―一〇―八　合計　四千六百二十株　普通株式　百株　は五九

〃　〃　六〇

〃　〃　六一

合計　三百株

異議申述（申出）先　板橋運送株式会社

連絡先　〒一七三―〇〇〇四　東京都板橋区板橋一丁目四二―一八

板橋運送株式会社　総務部（電話）〇三―三九六一―五三〇一

以上

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二十八年十二月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

大阪府摂津市南別府町一五番八号

マツヤマ電機株式会社

確定給付企業年金清算人　塚本　敬司